

# 大田区立館山さざなみ学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 12 月 1 日 大田区立館山さざなみ学校決定

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、現在そして長く将来に亘って心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、絶対に許されない行為である。しかし、いじめは、どの学校にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

全寄宿舎制病弱特別支援学校である本校においては、学校と寄宿舎をはじめとする全職域、そして保護者や前籍校を含めた関係機関とのいっそうの連携を確立・強化し、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 13 条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定）並びに「東京都いじめ防止対策推進条例」・「東京都いじめ防止対策推進基本方針」（平成 26 年 7 月 10 日 東京都・東京都教育委員会決定）、さらに「大田区いじめ防止基本方針」（平成 26 年 9 月 24 日大田区教育委員会決定）や「東京都教育委員会いじめ総合対策」に基づき、本校における徹底したいじめの未然防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「大田区立館山さざなみ学校いじめ防止基本方針」を策定する。

## 第 1 館山さざなみ学校いじめ防止基本方針策定の目的

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくるかという学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。

特に全寄宿舎制である本校においては、児童が 24 時間生活を共にする中で常に安心感をもち、心の安定を図るために、教職員が責任をもって安全・健康な生活を保証すべき最重要課題の一つであると位置付けられる。本基本方針は、本校におけるいじめを防止し、児童の安全・安心と尊厳、心の安定を保持する目的のもと、本校と大田区教育委員会、副籍校（前籍校を示す。以下「副籍校」という）を中心とした区立学校、家庭、地域社会その他の関係機関と積極的かつ迅速に連携し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応のためのいじめ防止などの総合的な対策を効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

## 第 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 第 3 いじめに向けた学校の方針

いじめは、本校のみならずどの学校でも起こり得るという認識の下、大田区・教育委員会、家庭や副籍校（前籍校）、地域社会及びその他の関係機関と連携・協力し、日常的に未然防止に取り組

むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する。とりわけ、児童の心に深い傷を負わせることや尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見、早期対応を基本として取り組んでいく。

### 1 いじめに関する児童の理解を深め、いじめを許さない態度を養う

学校の教職員は、いじめ問題の解決を目指し、道徳の授業等を通じて、児童がいじめについて深く考え理解するための取組を充実するとともに、児童会などによる主体的な取組を支援するなどして、児童がいじめは許されないことを自覚するように促す。寄宿舎制特別支援学校である本校においては、学校のみならず寄宿舎の活動においても、教職員は児童が主体的な取組みの中でいじめ問題について考え、防止への取組を行う活動を指導・支援する。

### 2 いじめられた児童を守る

学校は、いじめられた児童からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた児童が安心して学校生活等を送ることができるようにするため、いじめられた児童を組織的に守り通す取組を徹底する。

### 3 児童の取組を支える

学校は、周囲の児童がいじめについて知っていながらも「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教職員等に伝えた児童を守り通すとともに、周囲の児童の発信を促すための児童による主体的な取組を推進する。

### 4 学校が一丸となって取り組む

学校は、いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教職員のいじめ問題に関する鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教職員個人による対応に頼るだけでなく、教職員間における情報の共有化や共通認識による指導を徹底するなど、学校全体による組織的な対応を行う。

### 5 社会総がかりの取組を推進する

学校は、いじめが複雑化・多様化する中、いじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、大田区・教育委員会、保護者や地域住民及びその他の関係機関（本校においては「副籍校」を含む）との連携を強化し、社会総がかりでいじめ問題の解決に向けて取り組むことを推進する。

保護者は、その保護する児童がいじめを行うことがないよう、当該児童に対して規範意識を養うための指導に努めるとともに、当該児童を保護する必要がある。

また、保護者や地域住民は、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

## 第4 学校における取組

### 1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定）、「東京都いじめ防止対策推進基本的方針」（平成26年7月10日東京都・東京都教育委員会決定）及び基本方針を参酌し、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

### 2 組織等の設置

（1）学校は、当該学校におけるいじめ防止などに関する措置を実効的に行うための組織を置く。

- ① 名称 「館山さざなみ学校いじめ防止対策委員会」（以下文中「校内いじめ防止対策委員会」）

- ② 構成員   ◎校長・副校長・教務主任・生活指導主任・舎監・主任寄宿舎指導員・学級担任・室担当寄宿舎指員・養護教諭・看護師・スクールカウンセラーなど
- ③ 会議開催   ○毎朝の職員会   ○毎夕の引継   ○月一度の校内委員会・ケース会議  
                  ○いじめやいじめの疑い、課題が生じた場合等随時（即時に開催実施）

④ 内 容

- ・ 日常的な相談・対応の窓口、組織の中核とする。
- ・ 「館山さざなみ学校いじめ防止基本方針」に基づく取組や計画の作成・実行とそれらの検証・修正および基本方針の見直し。
- ・ いじめやいじめの疑いの相談・通報の窓口（全職員）
- ・ いじめやいじめの疑いに関する情報について、それにかかわる児童の現状と情報についての共有化や指導方針・指導事項の共通理解および実践。
- ・ 校外外において生活指導上の課題や問題を抱える児童について、現状と情報についての共有化、指導方針・指導事項の共通理解および実践。

(2) 重大事態が発生した場合には、区・教育委員会又は当該学校は、その事態に対処し、及びその当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、区・教育委員会又は当該学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

① 重大事態とは

i いじめにより生命・身体または財産に重大な被害が生じたあるいは生じた可能性や疑いがあるとき

【生命・身体または財産に重大な被害】

- ・ 当該いじめにより、身体に重大なけがや障害を負った場合
- ・ 当該いじめにより、生命への危険性や重大なけがを生じた危険性がある場合（未遂を含む）
- ・ 当該いじめにより、金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 当該いじめが原因で、精神性の疾患等を発症した場合
- ・ 当該いじめが原因で、児童が自殺・自傷行為を企図した場合

ii いじめにより相当の期間、学校を欠席もしくは帰省したまま学校に帰校できない状況を余儀なくされている状態あるいはその疑いがあるとき

② 報告と対応

※校長は重大事態の発生について、法第 30 条第 1 項又は法第 31 条第 1 項に基づき学校が調査した結果を大田区教育委員会に迅速に報告する。

※児童・保護者から「いじめにより重大事態に至った」旨の申し出があった場合は、重大事態か否かの判断にかかわらず、報告する。

◇第 1 報【認知・申し立て受理後の連絡経路】

i 学校（登校後）

・ 発見者・受理者→学級担任（および寄宿舎室担任）→生活指導主任（および主任寄宿舎指導員）→副校長・校長→大田区教育委員会

ii 寄宿舎（登校前・下校後）

・ 発見者・受理者→寄宿舎室担任→主任寄宿舎指導員および舎監（および生活指導主任）→副校長・校長→大田区教育委員会

※ i ii ともに必要に応じて医療機関やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察関係機関との連携による対応を行う。

◇第2報【第1報後の書面を通じた連絡経路】

・ 校長・副校長→担当者へ書類作成指示→校長→大田区教育委員会

【報告書内容】：①いじめの様態 ②発生日時（いつから） ③当事者（誰が・誰から）  
④具体的内容と経緯 ⑤事実把握後の学校対応（指導者、当事者・対象者、対応内容、結果、今後の対応→当該児童・保護者、学校全体に対して）

※いじめを受けた児童の身体的状況などによっては「事故報告」「診断書」等も提出する。

作成手順：担当者の聞き取り等→事実確認→書面作成→副校長・校長の確認

◇第2報以降

・ 重大事態にかかわる事実関係を明確にするための調査の実施及び大田区教育委員会が行う調査に協力する。

・ 報告された重大事態の調査結果についての区長の調査（再調査）に協力する。

### 3 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、教育委員会と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対応」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。以下に各段階における取組例を示す。

#### (1) 未然防止

- ・ 学校全体に「いじめは絶対に許されない」という意識を高める。
- ・ 各教科等の授業における規律正しい態度や、道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等により、いじめを行わない態度を養う。
- ・ 児童・生徒がいじめ防止について主体的に考え、児童・生徒が「いじめ撲滅宣言」を行う等いじめ防止を訴えるような取組を推進する。
- ・ 校内研修等OJTの充実やOff-JT等を通じて教職員の資質を向上する。
- ・ インターネットによるいじめの防止のための啓発活動を行う。
- ・ 家庭訪問や教育相談、学校だよりなどを通じた家庭との連携・協力を強化する。 など

#### (2) 早期発見

- ・ 児童・生徒の発するいじめに関するサインなどの観察に努める。
- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握とともに、児童・生徒がいじめを訴えやすい学校体制を整備する。
- ・ 保健室や相談室等の利用や電話相談窓口の周知等による相談体制を整備する。
- ・ いじめに関する情報を全教職員で共有化する。
- ・ 保護者や地域住民、区内校（主に副籍校）からのいじめに関する情報の収集に努める。など

#### (3) 早期対応

- ・ いじめを発見した場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織として対応する。
- ・ いじめられた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保する。
- ・ いじめられた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・ 教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた児童・生徒を指導する。
- ・ いじめを見ていた児童・生徒に対して、自分の問題として捉えさせる取組やいじめを撲滅す

る取組を行う。

- ・ いじめを解決するための保護者への支援・助言を行う。
- ・ 学校便りや保護者会の開催など保護者と情報を共有する。
- ・ 関係機関や専門家などと相談・連携して対応する。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察と連携して対応する。 など

#### (4) 重大事態への対処

- ・ いじめられた児童・生徒の安全を確保する。
- ・ いじめられた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・ いじめに関する情報を保護者等に伝えるとともに、解決に向けて連携して取り組む。
- ・ 必要に応じ、児童・生徒や保護者等への心のケアを行う。
- ・ 関係機関や専門家等との相談・連携による対処を行う。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察との連携による対処を行う。
- ・ 重大事態にかかわる事実関係を明確にするための調査の実施及び教育委員会が行う調査に協力する。
- ・ 重大事態発生について教育委員会や区長に報告する。
- ・ 報告された重大事態の調査結果についての区長の調査（再調査）に協力する。 など

## 第5 館山さざなみ学校における考え方と具体的取組

### 1 本校における「いじめの禁止」徹底

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利、幸福に生きる権利など、憲法に定められた基本的人権や児童憲章などに定められた基本内容を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童・生徒の心に現在よりもより長く将来に亘っても深い傷を残すものである。とりわけ児童が24時間生活を共にする本校においては、万一のいじめ発生時において児童に心身の回避場所（逃げ場）がなく、いじめを受けた児童の精神的負担は著しく重いものとする。通常校以上に児童の安全と心の安定を図らなければならない本校において、いじめは学校・寄宿舎の時間帯、またその状況の如何を問わず絶対に許されず認められない行為である。全ての児童はいかなる理由や背景の下であれ、いじめを行ってはならず、本校として断固禁止する。

児童にいじめが絶対に許されない行為であることを自覚するように促す。必要に応じて家庭や副籍校、教育委員会等の関係機関とも連携し、いじめ根絶についての組織化・系統化を図る。

◇ 具体的ないじめの様態の例

- ① 冷やかしやからかい、中傷（悪口・陰口）や脅し言葉（威圧行為等含む）、嫌な言葉（本人の望まないあだ名等も含む）を言われる。
- ② 集団による意識的な仲間外れや無視
- ③ 叩く・殴る・蹴る・（意識的に）ぶつかる等、直接の身体的暴力
- ④ 金品等のたかり、持ち出しの強要
- ⑤ 金品等を盗まれる、隠される、壊される・汚される、捨てられる等の行為

- ⑥ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険な行為をされたり、させられたりする。
- ⑦ パソコンや携帯電話等のインターネット、メール、手紙、落書き等を通じた誹謗中傷行為など

## 2 児童をいじめから守り、いじめ解決に向けた主体的行動の推進

児童の様子や周囲からの情報等により、いじめの兆候を確実に受け止め、すべての児童が安心して24時間の学校生活を送ることができるようにするため、学校と寄宿舎、家庭、副籍校が連携し、すべての児童を組織的に守り通す取組を徹底する。また相談・通報等の情報提供を行うことにより「自身がいじめられる」との不利益を被る不安を取り除くため、職員は日常より児童との信頼関係を築くと共に「学校全体ですべての児童を必ず守り通す」という信念の下に、個々の生命や人権を大切にする姿勢を明確かつ十分に示す。

## 3 教員の指導力の向上とすべての職員が一丸となって取り組む組織的対応

学校の教員、寄宿舎指導員、看護師など通常校と比べ職域が多岐に亘る本校であるが、学校がいじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教職員のいじめ問題に関する意識と鋭敏な感覚、情報収集、情報の共有化等の連携の下に的確な指導力を高める。決して「いじめ問題が発生するのは学級担任や寄宿舎担当の責任」等、一部の教職員が個人単位で責任を感じたり、一部の教職員に責任を転嫁したりすることのないように、日常から教職員間におけるいじめの定義や対策についての意識化と連携した指導など、学校全体による組織的対応を徹底する。必要に応じて、研修の実施・充実を図る。

## 4 保護者や副籍校、関係機関と連携した取り組み

いじめが複雑化・多様化する中、本校がいじめの未然防止や迅速・的確な解決を行うためには、保護者や副籍校など関係機関との連携を強化し、いじめ問題の解決に向けて取り組む必要がある。

保護者は、その保護する児童がいじめを行うことがないよう、寄宿舎生活を始めるに際し、また一時帰省中等に家庭での話合い等を通して、規範意識を養う指導などに努め、相互に児童をいじめから保護する必要がある。そのためにも、児童に関するいじめの情報を得た場合には、保護者や副籍校等の関係機関に対して、相互に速やかに電話や保護者の来校、教職員の家庭訪問等を通して連絡、相談するなど、いじめの防止取組に協力を依頼する。

## 5 いじめ防止に向けた具体的方策

### (1) いじめ防止の環境づくり

- ・ 全校朝会や全校児童集会、学級活動、寄宿舎の指導などを通して「いじめ防止（撲滅）」について、随時取り上げ、啓発する。
- ・ 寄宿舎の活動方針の中核として、いじめ防止（撲滅）を設定する。
- ・ 基本的に児童相互の呼び方を「〇〇くん」「〇〇さん」とするなど、呼び捨てをしない。
- ・ 教職員の児童に対する呼び方も、児童にとって親しみや愛情を感じさせるものにし、児童間に差がないようにする。
- ・ スクールカウンセラーと児童との個別面談（定期的および随時希望制）の設定・実施
- ・ いじめ防止や児童理解に関する校内研修やOJTの積極的推進と充実、Off-JT等を通じて、いじめ防止に向けた教職員の意識と資質を向上する。
- ・ インターネットによるいじめの防止のための研修等の啓発活動を行う。

## (2) 個を活かす「わかる授業」の展開による児童育成

- ・ 全国学力学習状況調査（6年）・東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」（第5学年）・大田区学習効果測定（4～6年）の結果分析や共通理解を通し、児童の実態を的確に把握し、個に応じた学習指導・支援を実践し、個々の児童に自信と充実感、安心感や自己肯定感を与え、自己の居場所（存在意識）を確認させる。
- ・ 校内研究授業や日常の教員相互の授業参観を通し、教員の授業力向上を通じた児童の学力向上を図り、個々の児童に自信と充実感、安心感や自己肯定感を与え、自己の居場所（存在意識）を確認させる。

## (3) 道徳教育や人権教育を中心に据えた授業や体験活動の充実

- ・ 道徳の授業や道徳的実践活動を通し、児童相互の人権感覚や他者を思いやる気持ちを育てる。
- ・ 交流学习・活動の実施を通じた他者理解（→館山市立神戸小学校、館山市立房南中学校、千葉県立安房特別支援学校）を促進する。
- ・ インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対応のため、児童に対する情報モラル教育の充実及び児童・保護者に対する啓発活動を実施する。
- ・ 白浜18kmウォーキング、富山登山（隔年：鋸山登山）、若潮マラソンなどの行事を通して、相互に助け合い、励まし合う姿勢を培う。
- ・ 自立活動の持久走（ペース走、コース走）時等において、相互に声を掛け合う姿勢を培う。
- ・ 学校・寄宿舎双方における年間を通じたSST（ソーシャルスキルトレーニング）学習の計画的設定・実施と充実化および成果の共通理解を通し、児童に社会性を培う。
- ・ 年間2回の寄宿舎遠足における児童の自主的活動の尊重とその過程における他者理解・尊重に対する指導・支援を行う。

## (4) いじめ防止に対する啓発活動

- ・ 児童全員による大田区人権啓発作文・ポスター・標語募集への積極的応募とそれに伴う人権への啓発指導を充実させる。
- ・ 管理職による全校朝会等の場における講話の実施と各学級における振り返り・指導を行う。
- ・ 各学級や寄宿舎の生活指導における日常的啓発活動を行う
- ・ 寄宿舎の自治会活動を通じた他者理解の場を通じた啓発活動を行う

## (5) いじめ防止や対応に関する教職員研修の実施

- ・ いじめ防止対策や対応にかかわる研修を校内研修に位置付け、計画的に実施する。
- ・ 事例検討会を実施し、防止対策や対応に関わる研鑽を積む。
- ・ 校外のいじめ防止対策などの研修に参加した教職員は、必ず研修内容や成果を校内に波及させる。

## (6) いじめ防止に向けた調査等の実施と活用

### ① 定期的なアンケート調査・教育相談・面談の実施

- ・ 児童および保護者対象の定期的アンケート調査と即時の集計・分析および教職員の共有、具体的対応を実施する。
- ・ 担任や寄宿舎指導員、またスクールカウンセラーによる児童との面談や教育相談、保護者との面談・教育相談を実施し、いじめを訴えやすい相談体制や学校体制を強化し、いじめの早期発見に努める。

- ・ 大田区教育委員会実施の「学校生活調査」の結果分析を通して、児童の心理上の課題や問題点を追究し、各職域やスクールカウンセラー、保護者と連携の上、早急に対応策を講じる。
- ・ 東京都ふれあい（いじめ防止強化）月間・大田区「子供の心サポート月間」に合わせた教育相談月間の設定と全職員による児童へのより積極的なかわりを推進する。

## ② 学校における授業時間・休み時間、寄宿舎における生活時間等の観察

- ・ 各々の時間において、可能な限り児童の様子観察に努める。
- ・ 「何か様子がおかしい」「もしかしたら」等と感じた場合には、すぐに学校内関係職員や校内いじめ防止対策委員会などに情報提供や情報共有を行い、防止や解決の体制を整える。

## （７）指導方針等の周知

- ・ 学校はいじめに対する未然防止や厳正対処を学校だよりや学年だより、寄宿舎だよりなどの配布物、PTA総会や毎月の全体保護者会、学級懇談会、寄宿舎室懇談等の場において周知する。
- ・ 学校はいじめの兆候や万一の発生時、その軽重にかかわらず全教職員の情報共有化・対応とともに関係児童の指導・支援と共に同保護者に事実と指導、保護者指導・協力について連絡・周知する。
- ・ 学校は、いじめの行為が児童の生命、身体、財産に重大な被害が生じるものであると判断する場合は、被害側の児童を徹底して守り通すという観点から、大田区教育委員会等関係機関と連携した対応をとることを家庭に周知する。

## （８）いじめ問題に関する校内窓口の常設

- ・ 校内いじめ防止対策委員会の日常的な相談・対応の窓口としての活動を推進する。
- ・ 全教職員がいじめに関する窓口であるという基本的認識の下に、管理職や主幹教諭が中心となって指導すると共に、児童・保護者に全教職員がいじめ対策の窓口であることを周知徹底する。

## （９）いじめ発生・認知時（疑いのある場合を含む）における調査および早期対応

### ① いじめ事案に関する聞き取り

- ・ いじめを受けた児童、いじめを行った児童、その周辺にいたと思われる児童個々から担任や寄宿舎指導員、校内いじめ対策委員などがいじめ事案に関する状況を聞き取り、記録に残す。聞き取り内容に不一致・齟齬等が生じている場合は再度改めて聞き取りを行い、事実確認を迅速確実に行う。聞き取りに際しては、児童の人間関係（交友関係）や心身の状態の把握に努め、配慮した上で適切な調査等の対応を行う。

i 調査主体＝「館山さざなみ学校いじめ防止対策委員会」（以下文中「校内いじめ防止対策委員会」）

#### ii 調査方法

- ・ いじめを受けた児童からの聞き取り
- ・ いじめを行った児童からの聞き取り
- ・ 関係した児童や見ていた児童等、事実や経緯を認識している児童からの聞き取り
- ・ 全体へのアンケート調査

#### iii 調査内容

- ・ 客観的事実関係を明確にするための調査を実施する

○いじめの様態 ○発生日時（いつから）○当事者（誰が・誰から）○具体的内容と経緯

○発生した背景や児童相互の人間関係 ○周囲の状況等



## ② いじめを受けた児童の安全・安心の確保と支援体制の確立

- ・ 聞き取りにより確認した内容に基づき、いじめを受けた児童の要望を考慮しながら、校内いじめ防止対策委員会は、当該児童の安全・安心の確保の方法（いじめを行った児童への指導・いじめを行った児童との隔離・いじめを行った児童保護者への連絡と指導依頼など）を検討し、迅速に実行する。
- ・ 校内いじめ防止対策委員会は、いじめを受けた児童の安全・安心を確保し続けるための支援体制（いじめ対策委員会が担任・寄宿舎指導員などと共に、監視・相談体制の説明、保護者への協力依頼等）といじめを受けた児童と保護者の協力の下、即時の確立対応を行う。

## ③ 家庭や関係機関、専門家との協力体制の構築

- ・ 校内いじめ防止対策委員会は、関係児童の保護者に対し、当該いじめ事案に関する事実を連絡するとともに、家庭における指導協力を依頼する。
- ・ いじめを受けた児童の保護者に対しては、学校管理下においていじめを防止できなかったことに対する謝罪・説明を行い、具体的な善後策について説明を行う。
- ・ 校内いじめ防止対策委員会は、必要に応じて関係機関（大田区教育委員会・警察など）に報告・連絡し、事実と現状、対応策などを説明した上で協力を依頼する。

## ④ いじめを受けた児童およびその保護者へのケアや具体的支援

- ・ 校内いじめ防止対策委員会は、いじめを受けた児童の安全・安心を確保し続けるための支援体制を維持するとともに、いじめを受けた児童の精神的被害改善のため、養護教諭や看護師、スクールカウンセラー、各相談機関などへの教育相談が行えるように具体的に支援を行う。
- ・ 校内いじめ防止対策委員会は、いじめを受けた児童保護者の事後相談にも真摯に対応することを明確に伝え、今後の指導内容・方法などについていじめを受けた児童とその保護者と協議し、その結果に基づいた指導・支援を行う。

### 【学校外における主な教育相談機関】（平成24年4月現在）

- 大田区立教育センター 教育相談室 電話03-5748-120
- 東京都いじめ相談ホットライン 電話03-5800-8288
- 東京都教育相談センター 電話03-5800-8008
- 24時間いじめ相談ダイヤル 電話0570-0-78310
- 東京都児童相談センター 電話03-3202-4152
- 子供の権利擁護相談事業 電話0120-874-374
- 警視庁少年相談室 電話03-3580-4970
- 東京都立小児総合医療センター「こころの電話相談室」 電話042-312-8119
- 東京都立中部総合精神保健福祉センター「こころの電話相談」（大田区が該当）  
電話03-3302-7711
- 東京都立精神保健福祉センター「こころの電話相談」 電話03-3842-0946
- 東京都立多摩総合精神保健福祉センター「こころの電話相談」電話042-371-5560

## (10) 再発防止徹底に向けた児童への指導・支援および啓発

### ① いじめを受けた児童へ

- ・ 校内いじめ防止対策委員会は、いじめを受けた児童の精神的被害の改善のために養護教諭や看護師、スクールカウンセラー、各相談機関などへの教育相談ができるように積極的に声掛け

や連絡等の支援を行う（例：上記（9）－④における相談機関等）。

- ・ 校内いじめ防止対策委員会は、いじめを受けた児童がいじめを行った児童から再度のいじめや同様の威圧行為を受けないように、厳重な措置を講じる。また当該児童が再度のいじめの兆候やその不安を感じたりする時は、即時に校内いじめ対策委員会を中心とする教職員に知らせるように指示するとともに全教職員が安全確保のために厳重な対応を行う意思を明確に伝える。

## ② いじめを行った児童へ

- ・ 校内いじめ防止対策委員会は、「いじめは、いじめを受けた児童の人権や教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与え、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある」ことを、当該児童が理解するまで確実に伝えて指導し、自己の行為を反省する機会を設定する。
- ・ 校内いじめ防止対策委員会は、いじめを行った児童に何らかの精神的課題等が認識される場合には、再発防止を念頭に当該児童の指導とともに精神的ケアや支援のために養護教諭や看護師、スクールカウンセラー、各相談機関などへの教育相談ができるように積極的声掛けや連絡などの支援を行う。

## ③ 周囲で事実を認識しながら「傍観者」や「第三者」となっていた児童へ

- ・ 校内いじめ防止対策委員会は、「いじめはどの学校においても、またどの児童に置いても起こり得るものであり、全ての児童はいじめ問題の対象者であり、本人の立場である」ことや「いじめ問題の放置は絶対に許されず、いじめの放置は現在傍観者や第三者の立場でいた児童も将来いじめのいずれかの側に立つ可能性が高い」ことを伝える。その上で、学校の職員全員で「全ての児童を守り通す」ことや児童もいじめ撲滅に向けた「学校の一員」であることをしっかりと伝えた上で、指導を行う。
- ・ 校内いじめ防止対策委員会は「いじめゼロ宣言」を採択し、いじめを感じた場合の相談や通報は、勇気や正義感に裏付けされた正当・適切な行為であり、決して卑怯な行為ではないことを説明・指導する。気になる行為についてはまず相談・通報する姿勢を培い、いじめ撲滅に向けて職員・児童の全体で取り組んでいくことを確認する。相談・通報児童についてはその行動を評価し、当該児童を学校の教職員全体で守り通すという安全・安心の約束を明確に伝える。

## 6 公表・点検・評価について

### （1）「館山さざなみ学校いじめ防止基本方針」の公表

- ① 大田区教育委員会に「館山さざなみ学校いじめ防止基本方針」を提出する。
- ② 学校のホームページに「館山さざなみ学校いじめ防止基本方針」を掲載し、公開する。
- ③ 学校だよりに、ホームページに「館山さざなみ学校いじめ防止基本方針」を掲載した旨を記載し、関係者に周知する。
- ④ PTA役員会や全体保護者会、地域懇談会（学校運営連絡協議会）等を利用し、館山さざなみ学校いじめ防止基本方針について紹介・周知する。

### （2）いじめ事案への取組の評価・分析

- ・ 児童および保護者対象のアンケート調査と集計分析
- ・ 学校評議員（地域懇談会員）による取組評価・分析

### （3）「館山さざなみ学校いじめ防止基本方針」の見直し

- ・ PTA役員会や全体保護者会、地域懇談会などの場において、「館山さざなみ学校いじめ防止基

本方針」に対する意見を求める。

- ・ 児童および保護者対象のアンケート調査や学校評議員（地域懇談会員）による取組評価・分析、教職員の取組・反省を基に、「館山さざなみ学校いじめ防止基本方針」を見直し、反省点や修正案を加え、公表する。

## 第6 その他

館山さざなみ学校は、この方針に基づく取組状況を確認し、その結果に基づき、必要に応じて適切に対応していく。